

国勢調査が実施されます



令和7年10月1日を調査期日として、令和7年国勢調査が実施されます。
国勢調査は、日本の人口・世帯の実態を明らかにする、国の最も基本的で重要な統計調査であり、統計法に基づき5年に1度実施されます。第1回調査は大正9年に行われ、令和7年調査は22回目に当たります。

目 的

国内の人および世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ること

調査期日

令和7年10月1日現在

調査対象

住民票などの届出に関係なく、令和7年10月1日現在で町内に住んでいる(3カ月以上住んでいる、または3カ月以上にわたって住む予定の方)外国籍の方も含むすべての方と世帯

調査方法

9月20日から調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布します。インターネット回答、または紙の調査票を郵送等により提出してください。

調査票に記入された内容は、統計法に定められている利用目的以外に使用することはありません。

調査へのご理解ご協力をよろしくお願いします。



問い合わせ先 企画財政課企画係(32)3112

にこにこ広場給食体験を開催します

未就園児のご家族の皆さまに、日ごろの保育園の様子をご覧いただくとともに、多くの友だちと関われる場になることを願って、6月から2月までの9回、にこにこ広場を開催しています。

にこにこ広場で保育園給食体験を実施します。保育園給食での味付けや量などを体験していただき、味付けの濃さ等を家庭での参考にさせていただければ幸いです。また、当日は管理栄養士がいますので、食事への不安や心配事があればご相談ください。申し込み方法 各保育園に電話でお申し込みください。

【開催日時と申込締め切り】

- 雪窓保育園
10月2日(木)実施
締め切り 9月18日(木)
- やまゆり保育園
11月5日(水)実施
締め切り 10月22日(水)
- 2月5日(木)実施
締め切り 1月22日(木)

【各回定員】

- 子ども 3食
- 大人 3食

【アレルギー対応について】

給食体験でのアレルギー対応はありません。町ホームページの給食献立表に材料が記載されているので、保護者でご確認し対応をお願いします。

【参加費】

- 一人 270円

【持ち物】

- ・子ども用食事エプロン
- ・口ふき・飲み物
- ・大人用の主食(味のついていないごはんまたは味のついてないパン)

問い合わせ先

やまゆり保育園

雪窓保育園 (32) 2 4 3 6 (32) 4 1 6 6

【提供内容】

- ・幼児食
- ※幼児食を刻むまでの対応で、離乳食の提供はありません。保護者体験用給食

●にこにこ広場

- 受付開始 午前9時45分
- 昼食開始 午前11時

家屋を取り壊した方は、固定資産税関係の手続きが必要です

家屋に係る固定資産税は、毎年1月1日現在(賦課期日)に家屋を所有している方に課税します。

家屋を取り壊した場合(一部取り壊しも含む)は、該当の家屋を翌年度の課税対象としないための手続きが必要となります。この手続きは、その家屋が登記されているか、未登記であるかによって方法が異なります。

●登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することです。権利関係を証明するものです。

●登記されている家屋を
取り壊した場合
手続き先 法務局
必要書類 法務局へお問い合わせください。
※法務局から町へ、滅失登記が完了した旨通知がありますので、町での手続きは不要です。

●未登記の家屋を
取り壊した場合
手続き先 御代田町税務課
必要書類 家屋取壊届
(税務課窓口にあります)

・取り壊しを証明する書類(領収書等)
※未登記の家屋を取り壊して手続きがない場合、引き続き課税される恐れがあるため、必ず手続きをしてください。
課税対象となっている家屋は、4月に納税通知書とあわせてお送りした課税明細書でご確認いただけます。

問い合わせ先
税務課資産税係 (32) 3 1 2 6

ブロック塀の適切な管理に努めましょう

過去に発生した大地震では、ブロック塀の倒壊等多数の被害が発生しました。



画像提供:長野県建築住宅課

避難路や通学路等、多数の人が通行する道路に面するブロック塀については、倒壊による被害が拡大するので注意が必要です。
建築基準法では、維持保全の不十分さによる不都合が生じないようにするため、建築物の所有者、管理者または占有者に対して、その建築物の敷地、構造および建築設備を常時適法な状況に維持するよう努力義務を課しています。

ブロック塀は、所有者の責任において管理することが基本です。倒壊を未然に防止するために安全点検を行います。町ホームページの「ブロック塀の安全点検のお願い」をご確認ください。

安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示および補修、撤去等の必要な措置を講じてください。

問い合わせ先

建設水道課都市計画係 (32) 3 1 2 9

団地名	桜ヶ丘団地	
建設年度	H5～H14	H13～H14
構造	中層耐火	
規模	3LDKY	2LDKY
家賃(円)	21,300～35,400	21,200～31,700

LDK…居間兼食事室兼調理場
Y…浴室(浴槽、風呂釜付)

町営住宅桜ヶ丘団地入居待機者を募集します

町営住宅桜ヶ丘団地は現在満室ですが、入居待機期間中に退去があった場合に、その住戸の入居待機者となるための申込みを受け付けます。なお、応募者多数の場合は抽選により待機順位を決定します。

入居待機者申込受付期間

9月1日(月)～12日(金)

説明会・抽選会

日時 9月29日(月)

午前10時

場所 役場2階 会議室2
入居待機期間 10月1日(水)～

令和8年3月31日(火)
申込資格

・令和7年9月1日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことができる方
・現に同居している方、また

は3カ月以内に同居する親族がいる方

・現に住宅に困っていることが明らかな方

・収入が一定額以下(※)の方

・町税等の滞納がない方

・入居申請者および現に同居している方、または同居しようとする親族がいずれも

暴力団員でない方

※収入金額の算定は、扶養人数等により変動します。

申し込みに必要な書類

・町営住宅入居申込書

・町ホームページからダウンロードできます)

住民票謄本
所得・課税・扶養証明書
納税証明書
※その他、状況に応じて提出書類が異なります。

連帯保証人

入居にあたり、町が定めた資格を有する連帯保証人を1名立てていただきます。

詳しい内容につきましては、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

建設水道課都市計画係

(32) 3 1 2 9



町ホームページ
二次元コード